

第3次鎌倉市総合計画

基本構想 第4期基本計画

(案)

令和元年 10 月

鎌倉市

【目次】

【第1編】第3次鎌倉市総合計画 基本構想	1
第1章 基本理念	2
第2章 将来都市像と将来目標	3
第3章 基本構想の基礎的な指標	6
第4章 基本構想の実現に向けて	7
【第2編】第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の概要	8
第1章 基礎条件	9
1 人口	9
2 土地利用	10
3 環境	12
第2章 計画の推進に向けた考え方	14
1 市民自治	15
2 行財政運営	17
3 防災・減災	20
4 歴史的遺産と共生するまちづくり	23
第3章 施策体系	25
【第3編】第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 施策の方針	27
第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	28
(1) 平和	
①平和意識の醸成	29
(2) 人権	
①人権尊重社会の実現	31
(3) 多文化共生社会	
①多文化共生社会の推進	33
第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	35
(1) 歴史環境	
①文化財の保護	36
(2) 文化	
①文化活動の支援・促進	38

第3章 都市環境を保全・創造するまち	40
(1) みどり	
①緑の保全等	41
②都市公園の整備・管理	43
(2) 都市景観	
①良好な都市景観の形成	45
②歴史的風土の保存	47
(3) 生活環境	
①3Rの推進・ごみの適正処理	48
②快適な生活環境の保全	50
③次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	53
第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	55
(1) 健康福祉	
①多様な福祉サービスの充実	56
②健康長寿社会の構築	60
(2) 子育て	
①子育て家庭への支援	63
②子育て環境の整備	66
(3) 学校教育	
①教育内容・環境の充実	68
②学校施設の管理・整備	70
(4) 青少年育成	
①青少年の育成・支援	72
(5) 生涯学習	
①生涯学習環境の整備・充実	74
(6) スポーツ・レクリエーション	
①スポーツ・レクリエーションの推進	76
第5章 安全で快適な生活が送れるまち	79
(1) 防災・安全	
①防災・減災対策の充実	80
②危機管理対策	83
③消防機能の整備・充実	85
④地域防犯力の充実・強化	87
(2) 市街地整備	
①市街地整備の推進	89
(3) 総合交通	
①交通環境の整備	92

（４）道路整備	
①道路・橋りょうの整備・維持管理	94
（５）住宅・住環境	
①住環境の整備	96
（６）下水道・河川	
①下水道の整備・管理	98
②河川の整備・管理	100
第６章 活力ある暮らしやすいまち	102
（１）産業振興	
①農業・漁業の振興	103
②商工業振興の充実	105
（２）観光	
①観光振興の推進	107
②観光基盤の整備・充実	110
（３）勤労者福祉	
①労働環境の充実	112
（４）消費者対策	
①安心な消費生活の実現	114

【第 1 編】

第3次鎌倉市総合計画 基本構想

第 1 章 基本理念

第 2 章 将来都市像と将来目標

第 3 章 基本構想の基礎的な指標

第 4 章 基本構想の実現に向けて

第1章 基本理念

わたしたちは、わたしたちのまち鎌倉のもつ資源を生かし、だれもがひとりの人間として尊重され、国際社会の一員としての自覚をもち、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、これまで市民の手でつくりあげてきた「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神を基調にしながら、21世紀の新たな時代を切りひらく、市民が主役のまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

1 市民自治の確立

まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします。

2 人間性豊かな地域づくり

すべての市民が、ともに生き、心のかよいあう、安心して暮らせる、人間性豊かな地域づくりを進めます。

3 環境共生都市の創造

人と自然が共生し、災害に強い安全なまちづくりをめざす環境共生都市を創造します。

第2章 将来都市像と将来目標

鎌倉市の将来都市像

「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史をもち、とくに鎌倉幕府が開かれて以来 800 有余年に及ぶ時代を経た、世界に誇る貴重な歴史的文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして歩んできました。

わたしたちは、これら先人が築いてきたかけがえのない資産を守り育て、後世に引き継ぐとともに、これからも鎌倉がふれあいにみちた、人が主役の、魅力あるまちになるよう、まちづくりを進めていかななくてはなりません。そして、わたしたち市民が鎌倉に住むことに喜びと誇りを感じるだけでなく、訪れる人も、来てよかった、住んでみたいと感じるまちにしたいと思います。

鎌倉のあるべき将来都市像は、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。

この将来都市像の実現に向け、6つの将来目標とその方向を定めます。

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

(1) 平和を希求するまちをめざします

平和を信条とした世界に誇れるまちをめざします。

(2) 人権を尊重し、だれもが社会参画できるまちをめざします

一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国籍・性・出身・障害などによる差別を受けることなく、男女共同参画の理念に基づく社会の実現をはじめ、だれもが社会のあらゆる分野に参画できるまちをめざします。

(3) 世界に開かれたまちをめざします

世界各都市との交流をととして地域レベルでの国際理解を深め、市民主体の幅広い国際交流・協力活動を支援するとともに、国籍の違いを越えて、だれもがともに仲良く暮らせるまちをめざします。

2 歴史を継承し、文化を創造するまち

(1) 歴史環境を保全します

先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。

(2) 新たな文化を創造・発信します

鎌倉のもつ歴史や文化、さらには、豊かな人材を生かしながら、人の心を豊かにし、まちにゆとりとうるおいを与える文化を創造し、発信するまちをめざします。

3 都市環境を保全・創造するまち

(1) みどりの保全・創造・活用を図ります

市民・滞在者・事業者などの参加・協力のもと、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性を生かしながらうるおいとやすらぎのあるまちをめざします。

(2) 鎌倉らしい都市景観をつくりだします

地域の個性を尊重した都市景観を守り、育て、つくることにより、快適で、魅力的、鎌倉らしい都市空間の創造を進めます。

(3) 省資源・循環型社会をめざします

良好な生活環境の確保、美しい海岸、古都の風情の保全のため、市民・滞在者・事業者・行政が一体となって省資源・リサイクルを進め、循環型社会をめざします。また、省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進します。

4 健やかで心豊かに暮らせるまち

(1) 健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします

すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。

(2) 子育てしやすいまちをめざします

次代を担う子どもたちが健やかでのびのびと育ち、だれもが安心して子育てができるまちをめざします。

(3) 豊かな心をもった人間を育てます

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

(4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます

次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。

(5) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

(6) 気軽にスポーツを楽しめるまちにします

いつでも、どこでも、だれでも、それぞれの生活や環境、健康状態にあったスポーツやレクリエーションを楽しむことができる生涯スポーツを推進します。

5 安全で快適な生活が送れるまち

(1) 災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします

市民の生命と財産を、地震などの各種災害から守る防災に加え、被災時に、その被害を最小限に抑える減災の観点に立ち、災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします。また、犯罪のない明るい社会を築きます。

(2) 市街地の整備を進めます

魅力ある市街地整備を推進し、市民・事業者のまちづくりを支援していきます。

(3) 総合的な交通体系をつくりだします

安全で快適なまちをめざした交通環境をつくりだすとともに、交通安全対策を進めます。

(4) 安全な道路の整備を進めます

歩行者の立場に立った、安心して歩ける道路空間づくりを進めます。

(5) 快適な住環境をつくりだします

バランスある人口構成の回復をめざしながら、人や環境にやさしい住環境の保全と創造に努めます。

(6) 下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます

都市基盤施設としての下水道整備を進めるとともに、資源の有効利用をはじめ、浸水対策の推進、水辺環境の整備などを進め、人と自然にやさしいまちにします。

6 活力ある暮らしやすいまち

(1) 産業の振興により活力あるまちをめざします

農業・漁業従事者の生活安定と後継者の育成を図るため、都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。また、鎌倉の特色を生かした商工業の振興を図ります。

(2) 快適で魅力ある観光をめざします

市民と観光客がともに快適に過ごせる観光地として、魅力ある観光資源の創出と観光を通じての地域の活性化を図ります。

(3) 勤労者の福祉を充実します

勤労者の生活と福利厚生向上を図るため、勤労者福祉の充実に努めます。

(4) 消費者として暮らしやすいまちをめざします

市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者が安心して生活ができるまちを目指します。

第3章 基本構想の基礎的な指標

1 人口

- (1) 鎌倉市の人口は、平成17年(2005年)以降、17万人台を維持してきましたが、今後は減少傾向が強まり、目標年次の令和7年(2025年)には16.6万人程度になるものと推計しています。また、年少人口・生産年齢人口の減少や高齢者の増加による少子高齢社会がさらに進展する見込みとなっています。

こうした人口の変化は、市税収入の減少や扶助費の増加につながることから、人口の年齢構成バランスに配慮し、急激な減少を防ぐ人口誘導を図ります。

- (2) 鎌倉に住み、働き、学び、また、鎌倉を訪れ、愛し、想うすべての人を「まちづくり人口」としてとらえ、地域の活性化に向けて将来にわたりその確保に努めます。

2 土地利用

- (1) 鎌倉の資産である豊かな自然環境と歴史的遺産の保全・活用を基調に、国土利用計画法や都市計画法などに基づく計画を策定しながら、地域・地区の特性を踏まえた総合的かつ計画的な土地利用を図り、安全で快適な生活環境の維持・形成に努めます。

- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定以来の経過を踏まえ、保全・買上げ・税制などについて、国・県に積極的に働きかけ、立法の趣旨が十分に生かされるよう努めます。

- (3) 計画の基礎となる公有地の計画的な確保に努めます。

3 環境

市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承するため、すべての市民が積極的に取り組み、健全な生態系を保持することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築します。

第4章 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて、次の事項を基本方針とします。

1 市民力・地域力

「自分たちのことは自分たちで決める。そして、その責任は自分たちで負う」という自治の原点に立ち、市民や地域が共に考え、創造し、行動するまちをめざします。

そのため、まちづくりの原動力である市民力・地域力がより一層発揮でき、従来からの課題に加え、災害をはじめとした新たな課題の解決が図れる仕組みづくりを積極的に進めます。

(1) 市民参画・協働

まちづくりには、まちの主人公である市民の自主的で主体的な参画・協働が不可欠です。市民と行政が目標を共有し、市民の力がまちづくりに発揮されるよう、市政への参画や市との協働を積極的に支援します。それにあたっては、個人情報保護しながら、市の行財政の資料や情報を積極的に公開し、提供します。

(2) 地域コミュニティの充実

地域の課題を地域の力で解決するために、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。地域・地区の個性を尊重したコミュニティの取組を積極的に支援します。

2 地方分権の推進

地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという地方分権の理念に基づき、市民・市議会と一体になって、地方公共団体としての主体性と自治権の確立に努めます。

3 広域的な協力体制

生活圏や交通圏の拡大に伴い、広域的な役割分担と相互協力が重要となっています。

このため、国や県、近隣の地方公共団体はもとより、関係団体・民間企業などと幅広く連携し、関連計画との整合・補完を図りながら、適切な対応に努めます。

4 持続可能な都市経営

少子高齢社会のより一層の進行や厳しさを増す財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は、かつてないほど急激に変化し続けています。多様化・複雑化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、長期的視点に立った総合的かつ計画的な行財政運営に加え、状況の変化に対応できる柔軟な行財政運営が必要となります。

そのため、歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。

【第2編】

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の概要

第1章 基礎条件

- 1 人口
- 2 土地利用
- 3 環境

第2章 計画の推進に向けた考え方

- 1 市民自治
- 2 行財政運営
- 3 防災・減災
- 4 歴史的遺産と共生するまちづくり

第3章 施策体系

◆ 第1章 基礎条件

1 人口

■現状と課題

本市の人口は、平成 31 年（2019 年）1 月 1 日現在で 172,254 人と平成 17 年（2005 年）以降、17 万人台を維持していますが、令和 7 年（2025 年）には 166,394 人に減少し、その後、令和 42 年（2060 年）には 134,332 人にまで減少するものと予測しています。

平成 27 年（2015 年）と令和 7 年（2025 年）の人口を比較すると、0～14 歳の年少人口は 2,736 人減少し 17,899 人（11.9%から 10.8%）に、15～64 歳の生産年齢人口は 3,736 人減少し、95,670 人（57.5%で割合は変わらず）に、65 歳以上の老年人口は 153 人減少し 52,825 人（30.6%から 31.7%）になることが推計されており、少子高齢化がより一層進行することが見込まれます。

また、世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが、一世帯あたりの人数の減少の傾向が見られ、高齢者の「単独世帯」が増加する反面、「夫婦と子からなる世帯」が減少することが予測されています。

年齢構成バランスが変化し、地域のさまざまな活動を支える人口が減少すると、健全なコミュニティが希薄になり、地域活力が低下するとともに、税収の減少などが生じる懸念があります。そのため、人口と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります。また、定住人口以外の人口構成要素として、本市へは年間延べ 2,000 万人超の観光客（平成 29 年度（2017 年度）鎌倉市の統計）の来訪があります。また、1 日約 45,000 人の就業者・通学者（平成 27 年（2015 年）国勢調査）の流入があり、本市の活力と賑わいを支えている一方、それに伴う交通渋滞や混雑、ごみ問題といった影響もあり、市政運営を行うに当たっての課題となっています。

■基本方針

- 今後、人口減少が見込まれていますが、将来に向け地域の特性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、年齢構成バランスに配慮し、総人口の緩やかな減少にとどめます。
- 雇用の創出とともに、出産・子育てと仕事の両立の支援を進め、鎌倉で働き、暮らすという新しいライフスタイルを定着させ、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転出抑制と転入促進を目指します。
- 鎌倉のさらなる魅力を発信することにより、観光客を中心とする交流人口から、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口へ繋げ、更には定住人口の確保を目指します。
- 長寿社会に対応したまちづくりに取り組むとともに、高齢の方々の自立促進を図る施策の推進や、地域の中で助け合う共助を促進していきます。

2 土地利用

■現状と課題

約 3,967 ヘクタールの市域のうち約 2,569 ヘクタール^{※1}が市街化区域、約 1,384 ヘクタール^{※1}が市街化調整区域となっています。また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号。以下、「古都保存法」という。）による指定区域（歴史的風土保存区域）が約 989 ヘクタール^{※2}（このうち歴史的風土特別保存地区が約 573.6 ヘクタール）、加えて、首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）による指定区域（近郊緑地保全区域）が約 294 ヘクタール（このうち近郊緑地特別保全地区が約 131 ヘクタール）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）による特別緑地保全地区が 11 箇所、約 49.4 ヘクタールあり、市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。これらの区域の多くは緑地で、市街地を取り囲み、古都としての佇まいを醸し出すなど、良好な環境づくりに大きく寄与しています。

一方、市街地では、住宅系用地における空き家の増加や、工業系土地における土地利用転換（工場等からマンションへ）による産業活力の低下などの課題が生じています。社会・経済状況が大きく変化する中で、都市機能の強化、地域の歴史的・自然的特性の維持、周辺景観との調和や活力あるまちづくりなど、均衡の取れた土地利用の維持が課題となっています。

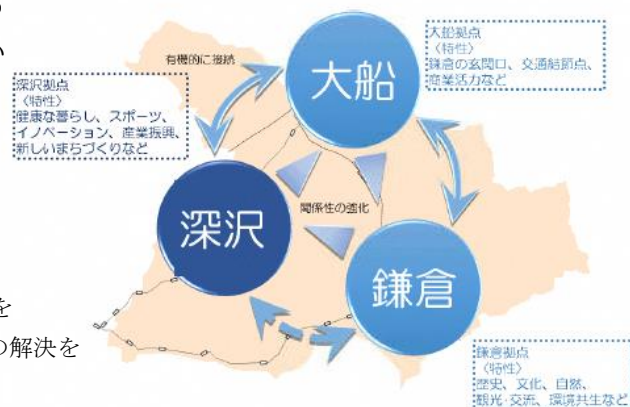
■基本方針

- 本市の最大の特徴である歴史的文化的遺産とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。
- 豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を有し、それを継承する地域や、大船、深沢地域など都市機能を強化し、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域の個性を引き出すことを基調とし、三つの拠点がそれぞれの特性を生かした役割分担をこなし、互いに影響し合うことで、本市全体で活力や鎌倉の魅力の向上につながる土地利用を図ります。
- 鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第 3 の拠点として、まちづくりを進める深沢地域整備事業は、「Society5.0」^{※3}や「スマートシティ」など国の戦略を受け、新たな時代を見据えた社会インフラや多様な機能の導入により、その実現を目指します。深沢地域整備事業は、深沢地域のみならず、市域全体の持続可能なまちづくり（スマートでコンパクトなまちづくり^{※4}）を牽引し、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指すとともに、世界の先進モデルとなるようなまちづくりを目指します。
- 津波対策、浸水対策、避難対策など、近年、多発するさまざまな自然災害等への備えを強化し、災害に強い安全・安心なまちの実現を図ります。

※1 都市計画決定されている値のため、合計値が市域面積と合致しません。

※2 古都保存法による区域面積には、逗子市域を含みます。

※3 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことをいいます。



- ※4 都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、公共施設再編や都市機能の集積など計画的なマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のことをいいます。

3 環境

■現状と課題

歴史的遺産とこれらを取り巻く自然環境は、鎌倉の個性であり資源です。急激な宅地造成から自然環境を守るために、鎌倉の文化人や多くの市民の力が集結した日本初のナショナルトラスト運動は、古都保存法制定の契機となりました。その後も、全国に先駆けた「鎌倉市緑の基本計画」策定や、市街化区域の三大緑地(広町・台峯・常盤山)の保全など、市民とともに緑の環境づくりを進めてきました。現在、本市は「緑の量」の確保から、「緑の質」の充実への転換期にあり、生物多様性保全や低炭素都市づくりの考え方に沿って、緑の質の充実に努めています。

生活環境の面では、ごみの減量・資源化を推進するため、「ごみダイエツト運動」、「ごみ半減都市宣言」、更には、家庭からの廃棄物の5分別収集(燃やすごみ、燃えないごみ、資源物、危険・有害ごみ、粗大ごみ)を開始するなど、さまざまな分別収集・資源化を他市に先駆けて取り組み、積極的に資源の再生利用を進めてきました。近年では、家庭系ごみにおける、製品プラスチックの分別収集、家庭系燃やすごみ、燃えないごみの有料化の開始とともに、製品プラスチック及び布類の対象品目を拡大するなど、さらなる、ごみの減量を進めています。しかしながら、本市の一人あたりのごみの排出量は、県内市町村の中でも多く、廃棄物の発生抑制とともに再使用、再生利用を促進することで、循環型社会の形成を進めていかなければなりません。年間を通じて訪れる多くの観光客に対しても協力を求めることが必要で、平成30年(2018年)10月に行った「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、使い捨てプラスチック製品の利用廃止など広く発信を行っています。

地域の環境保全の課題に加え、地球規模での環境問題への取組が、近年、ますます重要視されています。平成27年(2015年)、持続可能な暮らしや社会を営んでいくための世界の共通目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が国連で採択され、本市も平成30年(2018年)6月に、国から「SDGs未来都市」^{※5}の一都市として選定されました。地球環境といったグローバルな課題解決に向け、市民・NPO・企業等との連携により、身近な環境問題に積極的かつ継続的に取り組み、発信していくことが求められます。

■基本方針

- 「SDGs未来都市」として国際的視野を持って、人と自然環境、歴史的文化的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けた環境行政を総合的・計画的に推進していきます。
- 歴史的文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い環境を確保するとともに、地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造します。
- 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。特に、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、これまで実施してきたレジ袋などの使い捨てプラスチック製品の利用廃止・回収などを一層推進し、ゼロ・ウェイストの実現を目指します。
- 世界規模で進行する地球温暖化や東日本大震災等を受けたエネルギー政策の転換を見据え、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入とともに、地域環境の保全や環境負荷の低減のための自発的な環境保全活動につながるさまざまな施策に取り組みます。

※5 自治体による SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する都市を内閣府地方創生推進が選定したもので、全国で本市を含む 29 都市（平成 30 年（2018 年）6 月現在）が選ばれています。SDGs（Sustainable Development Goals）：とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標のことです。

◆ 第2章 計画の推進に向けた考え方

これまで、どこの国も経験したことのないスピードで進む人口減少・少子高齢化が引き起こす社会課題の解決には、市民・NPO・企業をはじめ、多様なステークホルダーとの連携と共創により、試行を繰り返し、粘り強く取り組んでいくことが必要です。また、人生100年とも言われる長寿社会では、これまでの画一的な社会制度を見直し、柔軟な制度を構築していくことが求められます。更に、日本各地で発生しているさまざまな自然災害等を想定した備え、高度経済成長期に整備した社会インフラの一斉老朽化への対応は、本市の行財政運営に重くのしかかり、これまでの行財政運営を根本から見直さなければなりません。

このような環境の中、私たちは、先人から受け継いできた歴史や文化、風土を守り、そして、更に磨きをかけ、鎌倉のまちに新たな価値を築き、次代に引き継いでいくことが求められています。

このため、第4期基本計画においても、引き続き「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を6つの将来目標を支えるための基本となる「計画の推進に向けた考え方」として位置付けてまいります。

また、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGs」の理念は、これまで本市が目指してきた持続可能な都市経営と方向性を同じくするものです。「SDGs」により、令和12年（2030年）までに目指す方向性を広く共有するとともに、令和7年（2025年）に本市が目指す事業目標・手法を設定し、それぞれの施策に取り組むことで、引き続き、持続可能な都市経営に努めるとともに、「つながる鎌倉条例」や「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の制定を踏まえ、魅力と活力にあふれる地域社会、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。このため、「SDGs」、「共創」、「共生」の視点にも配慮しながら、計画に位置付けた施策を着実に実施していくことで、第3次鎌倉市総合計画で掲げた本市の将来都市像の実現を目指していきます。

関連する SDGs のゴール



1 市民自治

■現状と課題

本市は昭和48年（1973年）に、市民の参加と連帯でつくる市民自治を目指し、鎌倉市民憲章を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。

これを受けた第3次鎌倉市総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざす」ことを掲げています。

これまでも、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組が活発に行われていますが、近年多発する自然災害等を受け、災害時や緊急時における、地域内の相互協力による活動や連帯意識の重要性が再確認され、市民自治のより一層の推進が求められています。

その一方で、本市においても、核家族化や少子高齢社会の進展、ライフスタイルの変化や多様化などにより、地域コミュニティが薄れつつあります。その中で家庭・地域における人間的なつながりや心豊かな生活をともに送る場としての地域コミュニティの重要性が高まっており、学校区単位や地域包括支援センターの担当地域単位など、日常生活に密着した身近な地域コミュニティの構築が求められています。

市民が市政に参画し、行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政などに関する情報が市民にわかりやすく「伝わる」よう、的確に提供される必要があります。また、子どもから高齢者までの幅広い市民の声を受け止め、それを実現していくことで、市政を身近に感じてもらうことが重要です。近年の情報技術の発達や、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及などを的確に使い分けた広報・広聴活動の推進が課題となっています。

平成31年（2019年）1月には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例」を施行し、市民活動や協働のより一層の推進を目指しています。市民・NPO・企業等との連携・共創の推進とともに、これまで取り組んできた高齢化が進む住宅地における住民主体のまちづくり※6や、地域における避難所運営マニュアルの策定※7など先進モデルの他地域での実践も期待されています。

更に平成31年（2019年）3月には、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指し「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。鎌倉市民憲章の精神に基づき、市民自治を確立するために、すべての市民、NPO、企業等が参画し、共に手を携えて地域づくりに取り組むことができる環境づくり、体制整備が必要です。

※6 平成23年度（2011年度）から今泉台地域をモデルとして、産学官民連携の長寿社会のまちづくりに取り組んでいます。

※7 平成24年（2012年）に発足した大船地域づくり会議で、取組の一つとして避難所運営マニュアルを策定しました。

■計画の推進に向けた考え方

① 市民自治の確立に向けた意識の形成と支え合える仕組みづくり(共生社会の実現に向けた取組の推進)

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、市民意識の形成と支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組み、すべての人が自らの望む形で参画できる共生社会を目指します。行政計画等の策定に際しては、共生の視点を反映させるとともに、その評価を行うことで、共生社会の実現に取り組みます。

② 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を支援します。また、市民団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、多世代間交流等を積極的に進め、多世代がふれあえて、誰もが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。更に活動を担う人材の育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。

③ 共創によるまちづくりへ

施策の展開や事業実施に当たっては、市民・NPO・企業等など、多様なステークホルダーとの対話を重ねることにより、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指します。

④ 市民参画のための広報・広聴

見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、さまざまな媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、誰にでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。広聴についても、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた多様なコミュニケーションツールを用い、さまざまな場を通して、幅広い世代の意見をきめ細かく聴き取るとともに、意見・要望等の公表による市民の意向の可視化を積極的に進めます。また、市民との合意形成を重んじ、さまざまな手法の特性を生かした効果的な広報・広聴活動に努め、政策形成の過程や評価などを可視化することで、積極的な市民参画を図ります。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	16.6 16.7	市民自治の確立に向けた取組や市民との合意形成を重視した広報・広聴活動を充実させ、地域のまちづくりや市政において、より市民等の理解と共感を得ながら意思決定を行うとともに、市政の説明責任と透明性を確保します。市政への市民参画や地域の多様な担い手との共創によるまちづくり、他自治体との広域的な連携などを通じて、効果的なパートナーシップを奨励・推進します。
	17.17	

2 行財政運営

■現状と課題

本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までを計画期間とする「第 4 次鎌倉市行革プラン」を策定し、財政基盤の確立や、選択と集中によるサービスの見直しの取組を推進するとともに、人材・組織力の強化、協働の推進と民間や公的機関との連携強化に取り組んできました。

こうした中、行財政運営の前提となる本市の財政状況は、高齢化や将来の人口減少に伴い、歳入の根幹を成す市税収入が減少となり、更に少子高齢化をはじめ社会環境の変化が福祉・子育て施策などの扶助費の増加に拍車をかけ、経常的に支出される義務的経費の増加による財政の硬直化がますます進むことが見込まれます。

また、高度経済成長期に整備された公共建築物や道路、下水道など市民生活を支える社会基盤施設は老朽化が進み、その維持管理経費は今後大きく増加することが見込まれ、身の丈にあった、そして中長期的な視点を持ったマネジメントが必要です。

更に、深沢地域整備事業や市役所本庁舎の移転整備など、将来に向けて必要な投資も一定の財政負担が必要であり、持続可能な都市経営を行うには、さまざまな視点で、従来の行政運営の手法を根本から見直し、財源確保に努める必要があります。そのため、行財政運営の最適化や公共施設再編など、後述する「計画の推進に向けた考え方」に基づいた新たな事業手法を取り入れることにより、諸々の経費圧縮を図るなど、組織が一丸となった取組を進めます。

平成 26 年（2014 年）11 月に人口減少と少子高齢社会における的確な対応と問題の克服を謳ったまち・ひと・しごと創生法が施行されたことを受け、本市においても平成 28 年（2016 年）3 月に鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりに関わる施策を展開し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」を目指した取組を進めてきました。

また、平成 30 年（2018 年）6 月には、地方創生分野における日本の SDGs モデルとして、国から「SDGs 未来都市」として認定を受け、これまで取り組んできた持続可能なまちづくりをより一層強化し、同年 7 月には Fab City 宣言^{※8}、11 月にはパブリックシティ宣言^{※9}を行う他、鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会^{※10}を発足させるなど、市民・企業等との連携・共創、テクノロジーを活用した行政サービス、鎌倉にふさわしい産業振興・人材集積などの施策の推進に取り組んできました。

国では、SDGs と連動する官民を挙げた「Society 5.0」の推進を掲げています。第 4 次産業革命と呼ばれる AI^{※11}や IoT^{※12}による技術革新に対応した行財政運営が、基礎自治体にも求められています。これまでの取組を継続、充実させ、「Society 5.0」の実装を目指すとともに、これまで培ってきた市民力・地域力などの鎌倉が誇る資源を生かしながら、新たな視点、そして、長期的な視点を持った行財政運営を推進していく必要があります。

■計画の推進に向けた考え方

行財政運営の最適化を図るため、市の事務や事業実施に係るコストを明確化し、必要となる人材や予算を適正に配置・配分するとともに、新たな民間活力や民間資金（投資）の手法として PPP・PFI に加え、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）※13 などの導入を推進します。

また、行政サービスの利便性や市民生活の質の向上を目指し、市の組織体制や職員の能力向上を図るとともに、AI や RPA※14 などのテクノロジーを積極的に導入することにより、市役所業務の効率化や申請事務・手数料支払の電子化など新たな手法の活用に加え、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ理論※15）の導入により、政策効果を高めるなど、持続可能な都市経営に向けた行財政運営を進めていきます。

① 施策の選択と集中

新たな事業を実施するに当たっては、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進することで、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底します。また、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ理論）により、政策効果を高めていきます。

② 組織体制・職員力の向上

多様化・高度化する社会課題に対応するための組織体制の見直しや、テレワークの導入など、働きやすい環境の充実による多様な人材の活用、一人ひとりの職員力の強化に取り組めます。

③ 多様な人材(担い手)との共創

行政・市民・NPO・企業等のさまざまなステークホルダーとの共創関係を築き、市や市民が抱える課題を解決します。特に、市の取組を SDGs の目標やターゲットとあわせてわかりやすく示すことで、課題や目標の共有化を図り、共創関係を築く土台とします。

④ 公共施設等マネジメントの推進

鎌倉市公共施設再編計画（平成 27 年（2015 年）3 月策定）や鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画（平成 28 年（2016 年）3 月策定）に即し、施設の統廃合などを含む再編や維持管理費用の平準化とともに、次世代への資産形成に取り組むなど、公共施設のマネジメントを着実に推進します。

⑤ 広域行政の推進・関係諸機関との連携

- (1) 交通・環境・市街地整備・施設利用など、さまざまな分野の共通課題において、県や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。
- (2) 地震などの災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。

※8 「Fab Lab（＊）」活動の世界的なネットワークに参加することの意思表示であり、本市は、平成 30 年（2018 年）7 月 11 日～13 日にフランスのパリにて開催された Fab City Summit において、日本の都市で初めて Fab City 宣言を実施しました。

＊Fab Lab（ファブラボ）とは、3D プリンター、3D スキャナー、レーザーカッターなどのデジタル機器などの工作ツールを備えた、市民が発明を起こすことを目的とした地域工房の名称です

- ※9 公共（Public）と技術（Technology）を掛け合わせた造語で、AI（人工知能）、ディープラーニング（深層学習）、ブロックチェーン等の先端技術を用いて、社会課題を解決することを指します。本市では、行政へのテクノロジーの活用により、行政のデジタル化、社会・地域のスマート化、共生社会の実現を目指しています。
- ※10 都内等への通勤を減らし、鎌倉でテレワークを行うワークスタイルの普及、テレワークに関する情報発信や勉強会の開催等を目的とした研究会です。
- ※11 人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称で、人工知能（Artificial Intelligence）の略です。
- ※12 あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称で、Internet of Things の略です。
- ※13 2010年にイギリスで始まった民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組で、Social Impact Bondの略です。
- ※14 ソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化することで、Robotic Process Automation の略です。
- ※15 2017 年にノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラー博士が提唱した理論で、行動を強制したり金銭的なインセンティブに頼ることなく、「ヒジで軽く相手をつつくように」小さなきっかけを与えて、人々の行動を変える行動経済学の理論です。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	5.5	行政・市民・NPO・企業等のさまざまステークホルダーとの共創関係を築きながら、市や市民が抱える課題や目標の共有化を図り、透明性の高い行財政運営を推進します。また、高齢化や人口減少が進む中、人材・組織力の強化とともに、市民等との協働や民間・公的機関との連携強化を進めることにより、市民力・地域力などの資源を生かしながら、新たな視点、長期的な視点にたった行財政運営を推進します。
	16.6 16.7	
	17.17	

3 防災・減災

■現状・課題

市民の生命や財産を守ることはもちろんのこと、中世由来の都市としての背景と基盤を持つ本市においては、多くの歴史的文化的遺産や豊かな歴史的文化的環境を、いかに災害から守るかということが、大きな課題となっています。また、風光明媚な海岸線を有する観光地として、年間を通じて多くの観光客が訪れることから、観光客の安全対策など幅広い災害時の対応が課題となっています。

東日本大震災を受け、国・県による地震被害想定や津波浸水予測が進められており、沿岸部に位置する本市では、津波被害などの深刻な被害が想定されています。更に近年では、異常気象に伴うゲリラ豪雨などによる浸水・がけ崩れなどの被害も想定されます。

こうした災害に備え、災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるとしても、災害時の被害を最小化する「減災」という考え方から、災害に強い、しなやかなまちづくりを進める必要があります。

計画期間を前倒しして策定した第3期基本計画においては、「安全な生活の基盤づくり」につながる取組を優先的に進め、地域防災計画（風水害編）の改訂、地区別危険箇所マップの作成をはじめ、消防本部の大船への移転などに取り組んできましたが、今後も継続的に災害に強い、強靱（レジリエンス）なまちづくりの推進に取り組んでいく必要があります。

特に、最新の知見や想定に基づく災害リスクの変化や施設の老朽化などを踏まえた避難所の再点検、防災教育などソフト面の充実などに日頃から取り組むことで、災害発生時に市民力・地域力が発揮できるよう準備を整えておくことが求められます。少子高齢社会の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化など、地域社会における災害脆弱性の拡大と深刻化が懸念されているなか、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での備蓄など、自助を促すための取組や、自主防災組織、NPO、各種法人、ボランティアの支援などの、共助を促すための取組をより一層進める必要があります。

また、災害時には国や県、他の自治体からの応援や支援物資、ボランティアなどを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行うことが必要で、この「受援力」を高めていくことも課題となっています。

災害時には、行政だけによる対応には限界があるため、企業の能力や保有資源の活用、企業が担う社会的機能の維持などが求められており、災害応急対策や災害復旧に関して、平時から行政と企業と連携を図るとともに、市民、来訪者などへの情報提供をはじめ、防災・減災の分野でも ICT などの新たなテクノロジーの利活用の検討が必要です。

■計画の推進に向けた考え方

① 防災力の向上に向けた取組及び連携

(1) 「減災」の基本方針

人命を最重視したうえで災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対応の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、強靱（レジリエンス）なまちづくりを進めていきます。この基本方針を実現するためには、地域の防災力を向上させ、災害発生時の機動的な応急対策活動を確保することを目指し、市民、企業、市、その他

防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進める体制を構築する必要があります。

(2) 市民との連携

市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の意識を持ち、行政と連携して平常時から備蓄や訓練などに取り組むとともに、災害発生時には自らの安全を守りながら、各種防災活動を実施する体制を整えます。

(3) 関係機関及び民間団体との連携・調整

平常時においては、鎌倉市防災会議や総合防災訓練等を通じて関係機関との連携について検証するとともに、地域防災計画に基づく各種防災対策の実施状況を把握します。災害発生時には、国・県や防災関係機関と連携を図りながら、市域における応急活動対策の調整を行うとともに、消防力などが最大限に発揮できるよう、被害状況を的確に把握した上で応急対策活動を実施するなど、機動的な防災活動の推進が重要となります。また、本市は、広域的な応援を受けることが必要と認められるときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）などの関係法令や相互応援協定により、国、県、他市町村などに対して協力・支援を求めます。また、企業や NPO などとの連携強化とともに、災害時に応援職員やボランティア、支援物資などを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行える「受援力」の向上も図っていきます。

(4) 防災対策の総合的な展開

長期的な視点では、災害に強い安全なまちづくりを進めながら、耐震対策をはじめとする都市の防災性の向上、災害の発生に備えた事前準備、想定される被害の様相に対応した応急活動対策の選定とその実効性を確保するとともに、復旧・復興対策も視野に入れ、総合的な防災対策を展開していきます。

② 多様なニーズに対応した取組

被災時における男女のニーズの違いとともに、年齢、障害の有無、国籍などの個別事情や、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮が必要となっており、こうしたニーズの違いを踏まえた被災者支援に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めます。また、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、多様なニーズに配慮した地域防災計画の推進に努めます。

③ 鎌倉市業務継続計画(BCP)の運用

災害などが発生した際に、災害応急業務とともに、市民生活に密着した通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備し、地震等災害時には、鎌倉市業務継続計画（BCP）に基づき業務の継続に努めます。

④ 災害時の ICT の利活用

被災時に市民及び来訪者が迅速かつ的確な情報を収集できるよう、ICT などの新たなテクノロジーを活用した環境づくりに努めます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	5.1	災害対策全般において、男女のニーズの違いとともに、女性や子どもへの配慮等、様々なニーズに十分配慮します。また、ICT の活用などにより災害時の市民の生命や財産を守ることができる強靱なインフラ構築を実現するとともに、鎌倉市業務継続計画の活用による体制整備や市民の防災意識向上や関係主体の連携体制整備などにより、災害に強い地域づくりを進め、災害による経済的な損失を削減します。更に、十分な災害対策を行うことにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を保全します。
	9.c	
	11.4 11.5 11.b 11.c	
	13.1	

4 歴史的遺産と共生するまちづくり

■現状と課題

鎌倉市は、豊かな緑に囲まれた多くの歴史的遺産と人の暮らしが共存するまちです。鎌倉の持つこうした魅力は、先人達のたゆまぬ努力により築きあげられ、長い歴史の中で見舞われた災害などを乗り越えてきました。市民の誇りであるこの魅力や個性は、世界的に価値ある人類共通の遺産として、大切に守るとともに、内外に向けて発信していく必要があります。

平成4年（1992年）、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」が、国（文化庁）により、世界遺産として登録推薦していく物件を示す「暫定リスト」に記載され、国連教育科学文化機関（ユネスコ）に提出されました。これをきっかけに、本市でも、貴重な歴史的遺産を、末永く、確実に保全していくことを重要な取組と位置付け、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市（4県市）で連携を図りながら、世界遺産登録を目指す取組を進めてきました。しかし、平成25年（2013年）に国際記念物遺跡会議（イコモス）からの「不記載」の勧告が出されたことを受け、4県市で協議を行い、取り下げの意向を国に伝え、同年6月に推薦書が取り下げられました。

一方、本市では、「歴史的遺産と共生するまちづくり」に向け、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組み、平成28年（2016年）1月に国から認定を受けました。更に、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定作業を通して、鎌倉の歴史的文化的魅力の再発見につながったことから、日本遺産認定に向けてのストーリーを組み立て、平成28年（2016年）4月に「日本遺産（Japan Heritage）」として認定されました。認定を受けた『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～のストーリーを紹介するとともに、鎌倉の歴史的遺産の魅力発信を進めています。今後は、歴史的遺産の保全とともに、観光と市民生活の両立や「人」優先の交通環境の実現などの取組がより強く求められます。

本市では、これまでも、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保全・活用し、後世に伝えるとともに、その文化の保存・継承に努めていくことを都市の将来目標に位置付けてきました。今後は、更に鎌倉の歴史や文化を身近に感じ、海や山などの自然を大切にする気持ちを育みながら、歴史的遺産の保全にとどまらず、市民が暮らしやすく、誇りに思えるまちづくりを進めていく必要があります。

■ 計画の推進に向けた考え方

① 鎌倉の魅力や価値の共有

鎌倉の歴史的遺産は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）や古都保存法などの各種法律を活用することにより守られてきました。今後は、これまでの取組に加え、市民・事業者・行政の共創による、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりに向けた取組を進めることが求められます。そのため、市内の小・中学校をはじめとする教育機関などとの連携により、学ぶ機会を更に充実させるほか、幅広い世代へ多様な学習機会を提供することなどを通じて、市民が鎌倉の魅力や価値を共有することで、これらの遺産を確実に守り、後世に伝えることにつなげていきます。

②「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」まちづくりに向けて

(1) 歴史的遺産の保全

史跡の指定や保存管理、公有地化を進めるとともに、文化財の調査・研究や保存修理を進めることで、本市の貴重な歴史的遺産の保全に努めます。また、鎌倉のまちづくりの歴史や風致景観に配慮しつつ、多くの歴史的遺産をいかに災害から守るかという課題についても引き続き、検討を進めます。

(2) 景観形成の推進

古都保存法や景観法（平成 16 年法律第 110 号）などの法制度だけでなく、条例その他さまざまな手法を活用して適正な規制誘導を行うことで、景観の維持・向上に努めます。

(3) 「人」優先の交通環境の実現

パーク＆ライドなど、交通需要マネジメント施策を展開するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、流入交通量の増加を抑え、快適な交通環境を確保します。併せて、関係機関などと連携を図りながら道路整備を進め、安全で安心な歩行空間の確保に取り組みます。

(4) 防災対策の推進

津波避難路の整備や情報伝達体制の充実など、災害時の市民・観光客などの安全対策を進めます。

(5) 観光と市民生活の両立

歴史や文化を継承し、観光を通じたまちづくり、人づくりによって、市民・観光客が共に鎌倉の魅力を享受し、快適な時間を過ごすことができるように努めます。また、散乱ごみ対策や路上喫煙対策など、マナーの向上に取り組みます。

③ 世界遺産のあるまちを目指して

鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための具体的な取組の一つに世界遺産登録があります。世界遺産のあるまちにふさわしい歴史的遺産と共生するまちづくりを進め、中・長期的な目標として世界遺産登録を目指します。

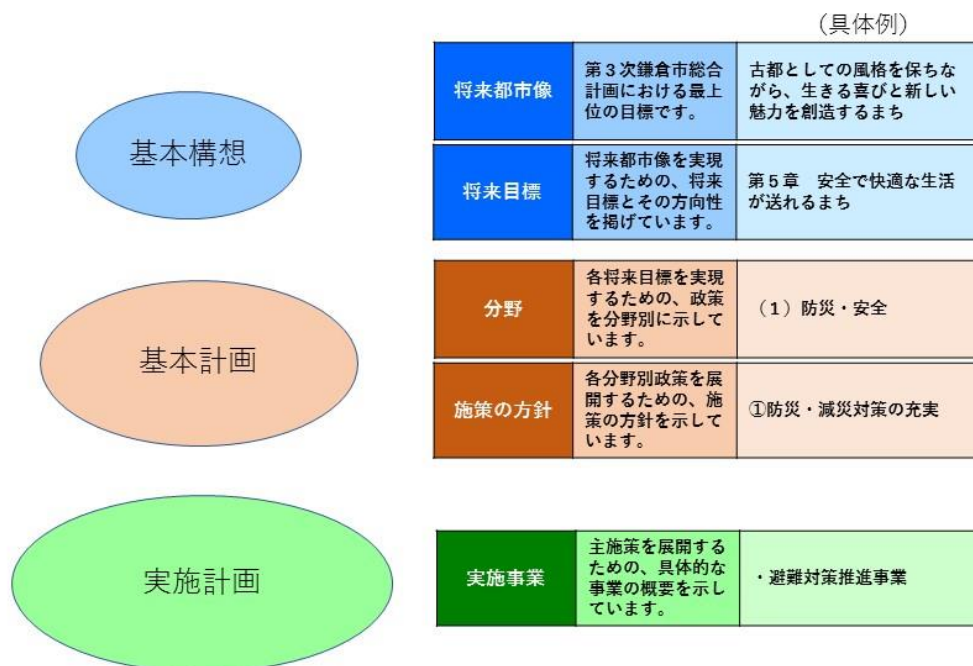
SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	11.4	文化財の保全、活用や歴史的風土の保全などにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を保全します。

◆ 第3章 施策体系

1. 体系の見方

第3次鎌倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階から構成され、それぞれの中で将来都市像をはじめ、将来目標、分野、施策の方針などを示しています。それぞれの関係や意義などを体系的に示すと次のようになります。



2. 第4期基本計画 施策体系図

基本構想		第4期基本計画		計画の推進に向けた考え方
将来目標		分野	施策の方針	
将来都市像 古都としての風格を保ちながら、 生きる喜びと新しい魅力を創造するまち	第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	(1) 平和	平和意識の醸成	市民自治 行政運営 防災・減災 歴史的遺産と共生するまちづくり
		(2) 人権	人権尊重社会の実現	
		(3) 多文化共生社会	多文化共生社会の推進	
	第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	文化財の保護	
		(2) 文化	文化活動の支援・促進	
	第3章 都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	緑の保全等 都市公園の整備・管理	
		(2) 都市景観	良好な都市景観の形成 歴史的風土の保存	
		(3) 生活環境	3Rの推進・ごみの適正処理	
			快適な生活環境の保全	
			次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	
	第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	多様な福祉サービスの充実 健康長寿社会の構築	
		(2) 子育て	子育て家庭への支援 子育て環境の整備	
		(3) 学校教育	教育内容・環境の充実 学校施設の管理・整備	
		(4) 青少年育成	青少年の育成・支援	
		(5) 生涯学習	生涯学習環境の整備・充実	
		(6) スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーションの推進	
	第5章 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	防災・減災対策の充実 危機管理対策 消防機能の整備・充実 地域防犯力の充実・強化	
		(2) 市街地整備	市街地整備の推進	
		(3) 総合交通	交通環境の整備	
	第6章 活力ある暮らしやすいまち	(2) 観光	観光振興の推進 観光基盤の整備・充実	
		(3) 勤労者福祉	労働環境の充実	
		(4) 消費者対策	安心な消費生活の実現	